

資料 5

大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会 会員規約（案）

令和 3 年●月●日

（名称）

第 1 条 本協議会は、大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会（以下「本協議会」という。）という。

（活動目的等）

第 2 条 本協議会は、大阪府域全体における住民の生活の質（QoL）の向上に向けて、特にシニア層の抱える課題を ICT の活用により解決することを目的とした「大阪スマートシニアライフ事業」の実証事業を実施することを目的とする。

大阪スマートシニアライフ事業とは、以下の事業をいう。

- ① 大阪府内のシニア層¹及びその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICT をベースとしたシニアサポートサービスを提供
- ② 持続可能な形で住民 QoL 向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑むエコシステムを構築し、併せて大阪府の参画による公益性を維持担保するガバナンスを通じて、社会的弱者への資源配分とデータの積極的活用を企図
- ③ 運営主体として公民一体の事業体を設立し、行政及び民間サービスをワンストップで大阪府域全体に提供するプラットフォームの構築・運用

（会員）

第 3 条 本協議会の会員は大阪府及び別紙 1 に掲げる者とする。

2 大阪府が『「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者公募要領』（以下「公募要領」という。）と同等の内容で前項に掲げる者以外の者を新たに会員としようとするときは、会員から意見の聴取を行うとともに、別紙 2 の申込書の提出を受け、第 15 条に定める会員資格喪失事由がないことを確認するものとする。

（活動内容）

第 4 条 本協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1） 実証事業計画書の承認

¹ 協議会設立に先立つ準備委員会において、年齢層のほか、本実証事業における具体の対象を定める想定です。

- (2) 実証事業（以下の事業を含むがこれらに限られない。）の実施・管理、推進等
- ① 実証事業の対象基礎自治体（以下「対象自治体」という。）との間で連携に関する協定を締結すること
 - ② 対象自治体のシニア及びその家族を対象とした利用者（以下「利用者」という。）の募集・入会の促進
 - ③ プラットフォーム・アプリケーションの開発・運営
 - ④ 利用者に対する基盤の提供（ポータル、認証等）
 - ⑤ プラットフォーム・アプリケーションを通じて利用者に対し商品・サービス等を提供する事業者（以下「出店事業者」という。）との契約及び管理
 - ⑥ 出店料の徴収及び管理²
 - ⑦ 本協議会と利用者とのサービス利用契約の締結及び管理（問い合わせ対応を含む。）
 - ⑧ 利用者が支払う利用料等の徴収及び管理³
 - ⑨ その他本協議会の目的を達成するために必要な活動
- (3) 実証事業等に関する情報発信・成果の広報
- (4) 実証結果の評価検証、対象自治体等への結果報告等の統括管理
- (5) 実証事業の実用化等に関する提言
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な活動

（会員の役割・責務等）

第5条 すべての会員は、本協議会が前条に定める活動を行うにあたり協力する。

2 前項に定めるほか、各会員が負う主な役割は以下のとおりとし、当該役割の実施に必要な費用は各自が負担する。

- (1) 大阪府は、主に以下の役割を担い、責務を負うものとする。
- ① 対象自治体を選定すること
 - ② 対象自治体と本協議会が本実証事業の実施にあたり、以下の内容を含む連携協定を締結できるよう最大限努めること
 - ア) 対象自治体は、対象自治体のシニア及びその家族を対象とした実証事業の利用者の募集・入会促進に努めること
 - イ) 対象自治体は、本協議会に対し、保有する行政データを実証事業に可能な範囲で提供し、行政サービスに関する連携をすること
 - ③ 本実証事業が第2条に定める公益性を維持しているかどうかをモニタリングす

² 出店事業者による商品・サービスコンテンツ提供に関する具体のスキームについては、事業者選定後に、大阪府及び選定事業者が設置する協議会設立準備委員会において策定する実証事業計画（案）で決定される予定です。

³ 利用者が支払う利用料等の有無、具体的内容及び金額等については、事業者選定後に、大阪府及び選定事業者が設置する協議会設立準備委員会において策定する実証事業計画（案）で決定される予定です。

ること

(2) 会員は、主に以下の役割を担い、責務を負うものとする。

- ① 会員は、本実証事業にあたり、第3条に規定される役割をそれぞれ果たすものとし、役割の遂行にあたっては公募要領に定める内容を遵守すること
- ② 会員（商品・サービスコンテンツ提供事業者としての役割を有する者に限る。）は、出店事業者として提供する商品・サービスコンテンツに関する利用者からの個別の問い合わせに対し真摯に対応すること
- ③ 利用者の募集・入会促進に協力すること
- ④ その他、公募要領の内容を遵守すること

3 本協議会は、本実証事業の実用化がされた場合、会員による実用化事業主体への資本参画及び会員が本実証事業と同様の役割を担うこと（但し、実用化事業期間中に見直されることがある。）を認めるものとし、実用化事業主体への承継にあたっては、かかる内容が承継されるよう最大限努力する。

（負担金）

第6条 会員（大阪府は除く。）は、次の各号に定めるところに従い、本協議会に対して負担金を支払わなければならない。

(1) 支払額

●円（未定）⁴

(2) 支払方法

別紙3に定める方法により支払う⁵。

2 本協議会は、一旦支払いを受けた負担金については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。

（役員等）

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、大阪府スマートシティ戦略部長とし、本協議会を代表し、実証事業の運営を統括する。

3 副会長は、●⁶とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

⁴ 事業者選定後に、大阪府及び選定事業者が設置する協議会設立準備委員会において策定する実証事業計画（案）で具体的に決定される予定です。

⁵ 事業者選定後に、大阪府及び選定事業者が設置する協議会設立準備委員会において策定する実証事業計画（案）をふまえ、具体的に決定される予定です。

⁶ 副会長は、本実証事業の事業者選定公募の結果をふまえ、決定することを想定しています。

(総会)

第8条 本協議会の総会は、会員全員で組織されるものとする。

2 総会による決議事項は次の各号に定める事項とする。

- (1) 第4条に定める活動に関する重要な事項
- (2) 会員の退会に関する事項
- (3) 実証事業計画書の承認
- (4) 実証事業の中止に関する事項
- (5) 対外的な情報開示に関する事項
- (6) 本規約の変更
- (7) 解散及び事業の承継（利用者との利用契約及び出店事業者との出店契約等を含む。）に関する事項

3 総会は、1年に1回以上開催するほか、前項に定める事項の審議その他必要に応じて会長が招集することができる。総会の招集権者及び議長は会長とする。

4 総会は、会員全員の出席（委任状に基づく代理出席、以下同じ。）をもって成立する。

5 会長は、総会において、実証事業の結果を報告する。

6 総会の議事は、本規約において特段の定めがある事項を除き、会員全員の同意をもって決する。

7 開催場所その他総会の開催に必要な詳細は会長が決定するものとする。

(みなし承認)

第9条 前条の規定にかかわらず、公募要領において記載している事項は、総会の承認決議があるものとみなす。

(書面審議等)

第10条 会長は、必要と認めるときは、書面又はオンラインによる方法によって、総会報告事項及び総会決議事項の審議を行うことができる。

(事務局)

第11条 本協議会の事務局は、大阪府と●⁷の共同事務局とする。

2 事務局長は、●⁸とする。

3 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 実証事業費用の出納管理

⁷ 大阪府と副会長を選出する民間事業者で共同事務局を設立することを想定しています。

⁸ 事務局長は、共同事務局となる民間事業者より選出いただくことを想定しています。

- (2) 決算事務
- (3) 本協議会総会の企画・運営（会場手配、参加企業への案内等）
- (4) 実証事業に関する契約の締結⁹（システム提供事業者、端末・回線提供事業者、コールセンター等）
- (5) その他本協議会における事務の執行

（情報開示）

第12条 各会員は、総会、実証事業の経過、結果その他本協議会で得た情報のうち、開示制限の指定を受けた情報を本協議会外部へ開示又は発表する場合、事前に総会の承認を得なければならない。

（秘密保持）¹⁰

第13条 各会員は、本協議会において知り得た本実証事業または他の会員（以下「開示者」という。）に関する一切の秘密事項（以下「秘密事項」という。）を、開示者に無断で第三者に開示または漏洩等してはならない。ただし、次の各号に掲げるものは、秘密事項に含まれないものとする。

- (1) 知り得た時に既に公知となっていたもの
- (2) 知り得た時に既に保有していたもの
- (3) 知り得た時に開示者から秘密事項にあたらぬ旨の通知を受けたもの
- (4) 知り得た後、自らの責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
- (5) 第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの

2 各会員が、法令に基づき秘密事項を開示しなければならない場合、速やかに開示者に書面で通知し、当該開示について最小限の開示に止めるよう努めるものとする。

3 第1項の定めは、本協議会の退会後または解散後も、なおその効力を有するものとする。

4 各会員は、開示者から受領した秘密事項を、退会時に開示者の指示に従って開示者に返還または破棄するものとする。

（退会）

第14条 会員は、1か月前までに別途定める様式により本協議会に対し退会の申し出を行い、総会の決議を得て、退会することができる。

（会員資格の喪失）

第15条 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、本協議会は、会

⁹ 共同事務局となる民間事業者が契約の主体者となる想定です。

¹⁰ 大阪府に対する本条の適用については、大阪府の情報公開条例等の関連法令をふまえ、今後調整する予定です。

員資格を喪失、除名させることができる。

- (1) 会員としての品格を損なう行為があると本協議会が認めた場合
- (2) 本規約又はその他本協議会が定める規約、本協議会との間で合意をした約定に違反若しくは本実証事業の公益性を著しく毀損する行為をした場合
- (3) 本規約及び本規約以外において本協議会との間の取り決めにより本協議会に通知すべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (4) 本協議会の事前の同意なく、本協議会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (5) 本協議会の事業活動を妨害する等により、事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (6) 法令又は公序良俗に違反した場合
- (7) 支払停止又は支払不能の事由を生じた場合
- (8) 反社会的勢力や団体又はその関係者であると認められた場合
- (9) 解散の決議（法令による解散を含む）をした場合
- (10) 負担金の支払いをせず、督促後なお3か月以上支払いをしない場合（なお、この場合において、滞納した負担金の支払義務は免れない）
- (11) 正当な理由なく、会員が第3条に定める役割を果たすために必要な契約を本協議会と締結しない場合又は当該契約が会員の帰責により解除された場合
- (12) その他、本協議会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合又は本協議会が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合

（知的財産権等の帰属）

第16条 会員が、本協議会の活動に関連して、資料、情報等を提供した場合であっても、当該資料又は情報等にかかる知的財産権等（著作権、特許権等）は当該会員に留保され、本協議会又は他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない。

2 本協議会の活動に関連して、新たに知的財産権等が発生又は移転する場合には別途協議し、定める。

（管轄及び準拠法）

第17条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

（協議事項）

第18条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

(別紙1)

会員一覧

第3条に定める会員は、大阪府及び次の表のとおり¹¹とする。

会員名称	協議会における主な役割 ¹²
●●●	

¹¹ 共同企業体として会員となる事業者の場合は、●●・●●共同企業体と記載します。

¹² 公募要領に基づき選定された事業者の参画パターンに応じて記載します。例) 実証事業へのアドバイザーとして参画

(別紙2)

協議会入会申込書

【フォーマットを作成し、添付予定】

(別紙3)

負担金の支払い方法¹³

【振込用紙のフォーマットを作成し、添付予定】

¹³ 支払方法に関する具体的な内容は、本実証事業の事業者選定公募の結果及び実証事業の準備段階における事業計画策定並びに収支計画の調整をふまえ、最終的に決定することを想定しています。